

平成26年度

# 事業計画書

つなごうよ

みんなのきずな

ゆめにして

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会



# 目 次

基 本 方 針	-----	1
<b>I 企画調整部門</b>		
総 務 係	-----	2～4
地域福祉係	-----	5～11
<b>II 総合相談支援部門</b>		
地域包括支援センター	-----	12～16
紀北地域障がい者総合相談支援センター	-----	17～23
<b>III 介護サービス部門</b>		
居宅介護支援事業所	-----	24
訪問介護事業所	-----	25～26
訪問入浴事業所	-----	27
尾鷲社協デイサービス “いきいき”	-----	28
輪内デイサービスセンター	-----	29～30
※ 尾鷲市福祉保健センター・		
輪内高齢者サービスセンターの管理運営	-----	31



## 基本方針

本協議会の基本理念である『誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていく』をスローガンに、有効的かつ効果的に地域福祉活動に取り組んでいきます。

現在、地域住民生活の課題の一つとして、高齢者の独り暮らし世帯を含め、社会的孤立が広がっており、経済的困窮とも関わりのなかで問題が深刻化しています。

尾鷲市においては高齢化率が38%とすでに超高齢者社会となっており、この傾向は今後ますます増加し、高齢者関連課題だけではなく、市全体での取り組みが求められており、市では「第6次尾鷲市総合計画」の5つの基本構想のうち、“みんなが共に支えあい暮らせるまち”“みんなが安心して穏やかに暮らせるまち”を掲げ、取り組んでいます。

本協議会においても多様化している福祉課題を把握し、今必要なこと、今後必要なこと等整理し、これらへの取り組みを含め、社協だからこそできる制度の隙間を埋めるサービスをどう創り、育てていくのかを地域の皆さんと共に考え実行していきます。

「考えただけでは、価値は生まれない、行動が伴ってこそ価値が生まれる」をモットーに!!

## 重点項目

- 地域福祉活動の推進
- 総合相談支援体制の充実
- 広報・啓発活動の推進
- 介護事業所の経営改善
- 共同募金運動の推進
- 災害ボランティアセンター運営の確立と充実



# I 企画調整部門

## 1 総務係

### 1. 活動体制の強化

#### (1) 会務の運営

- ① 役員会の開催
  - ア. 理事会 (年5回)
  - イ. 評議員会 (年4回)
- ② 必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催
- ③ 定期的な監査の実施 (年4回)

#### (2) 事務局体制の強化

- ① 所属長会議の充実による事業強化と連携及び総合調整
- ② 介護事業等の必要な職員の確保と介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励
- ③ 職員研修体制の強化・充実
  - ア. 初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加
  - イ. 職員の意識改革と資質向上を図るための職員研修及び課題別研修
  - ウ. 安全運転講習の開催、救急講習等への参加
  - エ. 東海北陸ブロック及び県等の研修会への参加
- ④ 事務処理の効率化
- ⑤ 新会計基準移行後の適切な会計処理 【新規】
- ⑥ 情報公開に対応した文書管理と個人情報の保護

#### (3) 中長期事業計画策定に向けて

- ① 各係協同による既存事業の見直し
- ② 所属長等による目標整備

#### (4) 災害時における避難者安全確保体制と資機材の確保

- ① 災害時における職員災害応急体制の確立と有事における避難者受入
- ② 災害時活動資機材の備蓄
- ③ 小災害に対する見舞い、日用物資の援助
- ④ 各係協働で災害を想定した災害訓練の実施及び対応マニュアルの作成



- (5)尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営
  - ① センターの効果的な管理運営
  - ② 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応
  - ③ 地域福祉、保健向上、市民活動のための有効な活用
  - ④ 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備
  
- 2. 地域福祉財源の確保
  - (1)公的財源の確保
    - ① 委託事業及び補助事業の確保
  - (2)自主財源の確保
    - ① 善意銀行寄付金品の受配と地域福祉基金の効果的な運用
  
- 3. 近隣社協の連携強化
  - (1)近隣社協との連携強化と協力体制の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力体制の推進
  
- 4. 福祉団体活動との連携と活動支援
  - (1)民生委員児童委員協議会との連携強化
  - (2)尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援
    - ① 老人クラブ連合会活動と連携した効果的な事務・事業の実施
    - ② 高齢者友愛訪問事業への支援
  - (3)尾鷲市遺族会との連携と支援
    - ① 尾鷲市戦没者追悼式の共催
  
- 5. 介護事業所の経営改善
  - (1)介護事業所の経営改善の継続
    - ① 「経営体」としての採算性・効率性の推進
  
- 6. 苦情解決体制の構築
  - (1)苦情相談室の運営
    - ① 苦情解決体制の確保
    - ② 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置
  - (2)第三者委員の委嘱
  - (3)第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）
  - (4)第三者委員の研修（年1回）
  - (5)苦情内容の記録、保存の管理

- (6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告
- (7) 事業所内での職員研修の開催
- (8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保
- (9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示
- (10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる体制づくり



## 2 地域福祉係

### 1. 地域福祉活動推進事業

#### (1) 地区福祉委員会の活動支援

- ① 「高齢者ふれあいサロン」及び「あったかふれあい訪問活動」を通じた地域における見守り活動を実施
- ② 社協会費や各種助成金等による活動資金支援
- ③ 研修会を通じ、地区福祉委員会の目的に沿った新たな取り組み支援
- ④ 安心安全な活動への支援強化  
「高齢者ふれあいサロン」及び「あったかふれあい訪問活動」開催時のボランティア行事用保険加入の啓発を強化する。
- ⑤ 世代間交流事業の活用促進  
赤い羽根共同募金の「世代間交流助成金」の活用を促進し、地域住民の世代を超えた繋がりを深める。
- ⑥ 各地区の連携を強化するための会議・研修会の充実
  - ア. 代表者懇談会 (年1回)
  - イ. 合同座談会 (年3回)
  - ウ. 研修会 (年1回)
- ⑦ 地区福祉委員会の後継者確保のための支援  
世代間交流事業や他の団体との協働を勧め活動が持続できるように支援する。



#### (2) 地域活動担い手確保の支援

新たな地区福祉委員会の立ち上げに向け、地区懇談会の開催と地区活動の支援を行う。

平成24年度小地域安心生活支援モデル構築事業（県社協助成事業）の継続として光ヶ丘をモデル地区として、自治会を中心とした地域組織の結成を支援する。

#### (3) コミュニティワーカー・社協マンとしての資質向上

他市町社協との交流を深めるとともにその活動から学び、また研修会に積極的に参加し職員の資質向上を図る。職場内においては他部署との情報交換を行うとともに、担当業務に限らず職員の地区懇談会への参加を促進して地域住民のニーズ把握に連携を図る。

(4)地域生活支援モデル構築推進事業の実施（三重県社会福祉協議会助成事業）

地域課題や社会課題を解決するために、地域で安心して暮らすことのできる事業を住民参加のもとで実施する。

2. 赤い羽根共同募金運動の推進『じぶんの町を良くするしくみ』づくり

(1)地域でささえあう募金活動の基盤強化

- ① 目標額達成が厳しい中、募金を取り巻く環境や地域の実情を把握し、自治会をはじめとする各協力団体への訪問や広報活動を通じた募金活動への理解
- ② 戸別募金・街頭募金・イベント募金での積極的な市民へのPR活動
- ③ 市内の企業・団体、官公庁などの職域募金・事業所募金の維持・拡大
- ④ UMOUプロジェクト（羽毛製品リサイクル募金）を推進し年間を通した市民への周知、関係諸団体への協力の呼びかけ
- ⑤ 福祉教育の一環と位置付けた学校との連携  
ア. 児童生徒による募金活動の実施  
イ. 共同募金配分金事業への児童生徒の参加  
ウ. 教員・保護者への広報啓発
- ⑥ 配分団体への募金活動参加の呼びかけ
- ⑦ 尾鷲市共同募金委員会の充実  
ア. 委員会の開催（年2回）  
イ. 住民ニーズに沿った事業の精査と適正な配分金事業の実施



(2)募金配分金による事業の充実

- ① 世代間交流事業（二次配分金事業）  
世代を超えた人と人のつながりをもてる町づくりを目的に、既存の自治会組織で実施している行事に対して資金の支援を行う。  
6団体：上限2万円までの助成を実施
- ② 障がい児者団体への配分金事業  
障がい児者自身やその家族が社会参加や自立をするために実施している活動に対して資金の支援を行い、維持・充実を図る。  
1団体：上限5万円までの助成を実施

③ おしゃべりほのぼのサロン事業の実施

地域の高齢者同士が交流や健康づくりを通して、生きがいつくり、孤独感の解消を図る。



尾鷲 地区：月 2 回 福祉保健センター  
九鬼 地区：月 1 回 九鬼コミュニティーセンター  
早田 地区：月 1 回 早田コミュニティーセンター  
須賀利地区：月 1 回 須賀利コミュニティーセンター

④ 福祉協力校の福祉教育充実

市内の福祉協力校（指定 1 1 校）への助成金

1 1 校：上限 5 万円までの助成を実施

⑤ 子育て支援事業

各関係機関との情報共有を図り、地域に住む子育て世代の住みよいまちづくりを目指す。

ア. 子育てグッズ「無料レンタル」事業

チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッドなどの貸出し

イ. 子育てグッズ「リサイクル」事業

自宅で不要になった物品の仲介

ウ. 子育てママの仲間作りや子どもの遊び場としての児童コーナーの自由開放

毎月第 2 土曜日、第 4 月曜日（10：00～11：30）

エ. パパママ安全講習会の開催（託児付き講習会）

万が一の子供の事故や急病に備えた応急手当の講習会を開催する。

講師：日本赤十字社職員 回数：年 1 回

オ. 子育て情報コーナーの充実と絵本の貸出し

福祉保健センターロビーに情報コーナーを設置し、絵本の貸出しを行うとともに市内の子育て情報を発信する。

カ. 子育て支援事業担当者懇談会の開催

関係機関が、諸制度や事業の情報を共有し、協働で子育て支援を実施する。

キ. 福祉映画会の開催

児童生徒を対象に、夢・希望・友情をテーマに映画会を開催し、子供たちが心豊かで健やかに育つ一助となることを目的とする。 回数：年 2 回



### 3. ボランティアセンター事業

#### (1) ボランティア相談の充実

- ① 相談機関としてのPR活動とコーディネート力の強化
- ② コーディネーター業務の充実
  - ア. コーディネーターとして積極的に地域に出向き、ニーズを把握する。
  - イ. ボランティア活動を見直し、充実を図る。
  - ウ. 新たな活動を模索し、地域の特性に合った活動を支援する。
- ③ コーディネーター養成研修を通じた資質向上

#### (2) ボランティアセンターの機能強化と活動支援

- ① 各種助成金情報を登録団体に向け発信
- ② 各ボランティア団体の交流を目的とした団体代表者懇談会の開催及びボランティア全員を対象とした交流会・研修会の実施
- ③ 各団体が活動しやすい体制づくり
  - ア. ボランティア室の活用PRと環境整備
  - イ. 機材等の貸出
  - ウ. 万が一の事故に備えたボランティア活動保険加入の助成促進  
(一人あたり100円の助成)
- ④ ボランティア団体助成金事業  
活動の充実を図る目的として希望する団体に、助成金支援を行う。  
13団体：上限2万円までの助成を実施

#### (3) 災害体制づくり

- ① 災害ボランティアセンター運営プロジェクト会議 【新規】  
災害発生後の復旧・復興支援を行う災害ボランティアセンターが機能できる様に、各係から選任した委員により災害ボランティアセンターの運営について協議し災害に備える。
  - ア. 災害ボランティアセンター運営マニュアルの再検証
  - イ. 災害ボランティアセンター設置訓練
  - ウ. 人材育成 (研修会への参加や職場内勉強会)

#### (4) 各種講座の開催

- ① シニア向け講座の開催  
地域のシニア世代がいきいきとした生活を送れるよう、生活に役立つ講座を開催する。  
対象者：地域住民 回数：年1回

② しゃきょう子ども講座の開催

福祉教育の視点から子ども達の育ちの一助となるよう、地域の社会資源を活用した講座を開催する。

対象者：小学生 回数：年1回

4. 福祉教育事業の推進

(1)福祉協力校と情報交換・相互理解のため連絡会議開催

対象者：市内学校の福祉教育担当教員

回数：年1回

(2)福祉教育・ボランティア体験事業の実施

(3)資格取得に係る実習生の受入と支援

(4)市民や企業向けの福祉講座の開催 【新規】

(5)協力校の児童生徒を対象とした福祉作品コンクールの実施



市内小中学校の児童生徒を対象に、福祉作品コンクール(作文・標語 絵画)を開催する。審査委員会を経て決定した入賞作品は社会福祉大会にて表彰・朗読発表(作文)等を行うとともに、福祉の啓発に活用する。

5. 社協会員制度の推進

市民から社協の地域福祉活動に対する理解が得られるよう、事業内容を精査し、関係団体や関係者に対して、理解の輪を広げ積極的に働きかけを行う。

6. 総合相談事業

「だれもが安心して生活できるまちづくり」の理念のもと社会福祉協議会としてあらゆる相談に対応するため、各係および関係機関と連携し進める。

7. 貸付事業等の実施

(1)経済的自立や安定した生活のための資金貸付

対象世帯：低所得者等生活困窮者、高齢者、障がい者

① 生活福祉資金 (実施主体：三重県社会福祉協議会)

② 福祉金庫緊急一時貸付金 (実施主体：尾鷲市社会福祉協議会)

(2)セーフティネットとしての貸付相談強化

① 各関係機関との連携、相談支援体制の強化

② 就労相談、就労後のフォローアップの強化

③ 新規貸付者および滞納者への計画的な償還のための訪問相談支援



## 8. 援護事業の実施

- (1) 災害に対する援護活動
- (2) 「子どもの日」すこやか事業（児童支援事業）
- (3) 「小学校卒業」記念品贈呈事業（母子父子支援事業）

## 9. 日本赤十字社事業および社資増強運動（日赤募金）への協力

- (1) 募金協力団体等と連携した日赤募金運動の実施
- (2) 災害時の日赤奉仕団活動の推進
- (3) 赤十字義援金および救援物資の取り扱いと配布
- (4) 救急法講習会の開催
- (5) 地区行事での炊き出し訓練実施



## 10. 福祉団体活動支援

### (1) 尾鷲市身体障がい者互助会の活動支援

- ① 役員会、総会、研修会、各種行事の実施
- ② 三重県身体障害者連合会紀州ブロック会議への参加
- ③ 第61回三重県身体障害者福祉大会（東紀州地区）共同開催  
（平成27年度実施）に向けた準備

### 11. 福祉保健センター貸館業務の実施

市内の福祉および保健事業の拠点として、市民に有効利用されるように利用者の視点に立った相談に乗り、適正な貸館管理を行う。

### 12. 各種福祉大会の開催

#### (1) 尾鷲市福祉大会の開催

福祉に功労のあった市民を顕彰し、その労をねぎらうとともに第2部においては、福祉作品コンクールの表彰及び発表を行うことで市民に福祉への理解を広め「福祉のまちづくり」への参画を目指す。



#### (2) 尾鷲市ふれあいスポレク祭2014の開催

障がいの有無に関わらず、スポーツ・レクリエーションを通じた交流を提供し、障がい者の健康維持と機能の向上を図る。また、市民に障がいの理解を促し、障がい者の地域社会への参加促進を目的とする。



### 1 3. 紀北地域権利擁護センター（三重県受託事業）

#### (1) 充実した利用者支援の実施

- ① 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
- ② 聞き取り調査による状況把握
- ③ 利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援
- ④ 定期的な利用に関する本人の意思確認と計画の修正
- ⑤ 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施
- ⑥ 法人後見等を見据えた、利用解約者に対する助言指導

#### (2) 新規ケース・困難ケースへの迅速な対応

#### (3) 他機関との連携

行政、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」、介護サービス事業及び居宅介護支援事業所等との連携を強化する。

#### (4) 専門員・生活支援員としての資質向上

支援技術などの資質向上に向けた専門員・生活支援員研修を開催する。

#### (5) 月1回の契約締結審査会への出席

### 1 4. 成年後見人制度における利用者支援事業

#### (1) 成年後見人制度に関する一般相談

#### (2) 市民への制度に関する広報啓発

#### (3) 法人後見受任による支援

- ① 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
- ② 身上監護による日常生活の見守り
- ③ 日常的金銭管理及び必要な行政諸手続き
- ④ 適正な財産管理
- ⑤ 裁判所等への適正な報告
- ⑥ 適正な監査の実施（年1回）

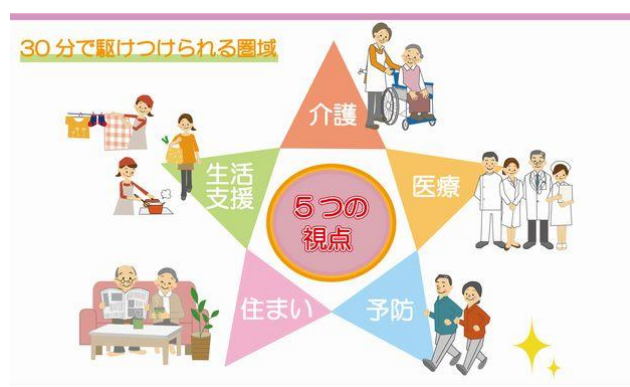
## Ⅱ 総合相談支援部門

### 1 地域包括支援センター

#### [基本方針]

尾鷲市の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う「地域包括ケア」を実現するための中心的役割を担っていく。

【事業種目】 包括的支援事業、任意事業



#### [重点目標]

- (1) 認知症患者や家族が安心して生活できる、支え合いができるまちづくりを目指して関係機関や地域との協働を目指していく。
- (2) 生活支援として地域に不足しているサービスのニーズ調査やそれに伴う社会資源およびサービスの開発や導入にむけての働きかけを行っていく。
- (3) 介護予防事業の周知を図り、早期から対象者自身が積極的に介護予防を実施できるよう推進していく。

#### 1. 包括的支援事業

##### (1) 総合相談支援

地域に住む高齢者の問題を軽減して安心して暮らせるよう、専門的に問題解決に導く機能を確立し、関係機関との連携、ネットワークの構築を図っていく。

##### ① 総合相談窓口の設置

地域の高齢者および関係者を対象として、総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談援助を行う。

##### ② 地域包括支援センターの周知

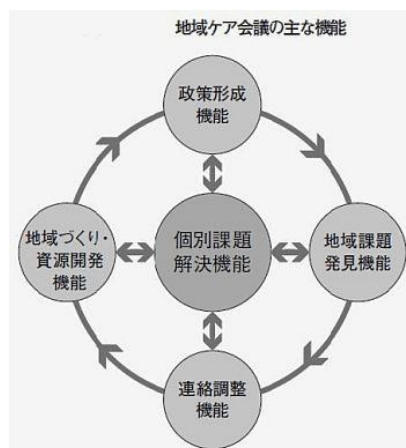
広報誌「社協だより」への記事掲載、「包括だより」の発行や事業にお



ける訪問活動を通じて地域包括支援センターの周知を図っていく。

### ③ 地域ケア会議の開催

支援が必要な高齢者を地域・個人で支えるため、関係機関と地域が協働する支援体制を築いていくための会議を開催する。



## (2) 権利擁護

地域に住む高齢者が権利を侵害されることなく尊厳ある生活と人生を送れるよう高齢者本人の権利を擁護していく。

### ① 高齢者虐待の防止

ア. 高齢者虐待相談窓口の設置及び高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに行政担当部局（市役所福祉保健課高齢者・児童係）及び関係機関と連携して問題の解決を行う。

イ. 福祉・医療関係者を対象に高齢者虐待防止に関する体制整備を行うためのマニュアル原案の検討や意見交換会を開催する。

### ② 認知症高齢者への支援

ア. 認知症サポーター養成講座を開催する。

イ. 医療機関への働きかけを行い、認知症患者を地域で支えるための体制を整えていく。

ウ. 認知症があり徘徊する高齢者を地域で見守る「見守りネットワーク」の構築等に向けた支援活動を実施する。

エ. 「認知症高齢者見守り連絡票」により徘徊による行方不明や事故などのリスクが高い高齢者についての情報を、事前に関係機関へ文書により提供する。



### ③ 福祉制度の活用

- ア. 必要に応じて地域福祉権利擁護事業の活用を支援する。
- イ. 必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。
- ウ. 出前講座を開催して各種福祉制度の説明を行い活用を支援する。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が円滑で一体的なサービス利用や高齢者の状況やその変化に応じて継続的な支援が受けられるよう、福祉・保健・医療の各専門機関及び専門職種ネットワークを構築していく。

#### ① 地域包括ケア会議の開催

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、地域ケア・介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供等も必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整の推進を行う。

#### ② 居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年4回）

市内及び近隣の居宅介護支援事業所の代表等の参加を呼びかけ、研修会、事例検討会、ケアマネジャーの交流会等を実施する。

#### ③ 関係機関との連携体制づくり

病院や施設への入退所（院）に際して、在宅と施設・病院の間で継続的なケアマネジメントを実施し、地域での生活が円滑に行えるよう支援する。

#### ④ 研修会の開催

居宅介護支援事業所やサービス事業所向けに研修会を開催する。

### (4) 介護予防ケアマネジメント

加齢に伴う身体状況及び環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防をマネジメントするとともに、予防の重要性を周知する。

#### ① 要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

毎月、約210名の利用対象者を見込み、約160名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約50名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

② 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント

- ア. 二次予防事業対象者のうち事業に参加する意向のある者に対してケアマネジメントを実施し、必要に応じて介護予防計画の作成を行い、事業の実施状況を把握して、評価を行う。
- イ. 介護保険を申請して非該当となった者及び相談者のうち基本チェックリストに該当された方は二次予防事業（介護予防教室など）への指導や動機づけ支援を行う。
- ウ. 一次予防事業やサロン活動等のインフォーマルサービスを紹介し、高齢者が心身の状態に合わせ、切れ目なく介護予防が行えるよう支援する。

2. 任意事業

(1) 介護給付費等費用適正化事業

① ケアプラン点検事業（実施主体：紀北広域連合）

ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているか等、ケアプラン作成者の介護支援専門員とともに検証確認しながら、良い気づきを促すことにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。（紀北広域連合、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの主任介護支援専門員で実施）

(2) 家族介護支援事業

① 介護者への支援

- ア. 高齢者を介護する家族の精神的負担軽減と相互の情報交換を目的とした交流会を開催する。（年4回）
- イ. 介護者の介護技術を向上させ、介護負担を軽減させるための研修会を開催する。
- ウ. 認知症の者を介護されている家族者間の交流や介護助言を目的に「つどい・交流会」を開催する。（NPO法人HEART TO HEART三重支部共催）



### (3)福祉用具・住宅改修利用支援

#### ① 福祉用具の利用支援

福祉用具の利用について、相談・助言及び利用支援を行う。

#### ② 住宅改修の利用支援

住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修にかかる必要書類の作成を行う。

### 3. その他

#### (1)各種研修会への参加

#### (2)各種会議への出席

- ① 地域包括支援センター運営協議会（年2回）
- ② 東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ③ 東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ④ グループホームわらべ運営推進会議
- ⑤ グループホームしあわせ運営推進会議
- ⑥ あいあい日向グループホーム運営推進会議
- ⑦ あいあい日和グループホーム運営推進会議
- ⑧ グループホームあいあい運営推進会議
- ⑨ グループホーム南風運営推進会議
- ⑩ グループホームゆりかご運営推進会議
- ⑪ 地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営推進会議
- ⑫ 小規模特別養護老人ホームあさひ運営推進会議
- ⑬ 養護老人ホーム聖光園入所判定委員会

#### (3)定例ミーティングの実施（地域包括支援センター内の打ち合わせ）

- ① 新規相談ケースについての検討（毎月10日頃）
- ② 各自担当ケースについての相談・報告（毎月10日頃）

#### (4)事例検討会の開催

- ① 処遇困難ケースの事例検討会（適宜）
- ② 虐待対応ケースの事例検討会（適宜）

## 2 紀北地域障がい者総合相談支援センター

### [基本方針]

障がい者のライフステージに応じた地域生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行う。また、地域で安心した生活を継続し、障がいの有無により、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという総合支援法の理念にもとづいた相談支援を展開する。

### 【事業種目】

紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

指定特定相談支援事業

指定障害児相談支援事業

指定一般相談支援事業

障がい者社会参加促進事業

日中一時支援事業

障がい児等療育相談支援事業

障がい者就業生活支援事業 【新規】

ジョブサポーター事務局運営事業

### [重点目標]

#### (1) 地域に出向いた相談支援（アウトリーチ）の実践

これまで実践してきた市町や事業所、学校、医療機関などの関係機関とのネットワークや社会資源の開発等を基礎として、地域に出向き、深刻な生活問題を抱えていたり、制度の狭間で支援につながりにくい障がい者や家族に対する継続的・計画的な支援を行う。また、関係機関にも出向いてさらなる連携に努めるとともに、関係団体や一般市民の方々への障がい理解や相談支援センターの周知・啓発活動に取り組む。

#### (2) 就業生活支援体制の構築

平成26年度より、新たに三重県障がい者就業生活支援事業を受託する。障がい者の一般就労支援に向けて雇用先の開拓や実習、職場体験を強化していく。また、ジョブサポーターを養成し就労の定着支援を行う。障がい者の就業生活支援体制を整えるため国の雇用安定化事業である「小規模就業・生活支援センター」を目指し基盤作りをする。また紀北地域協議会就労部会で検討中の就労移行支援事業所について協力をしていく。

### (3) 紀北地域協議会活動の充実

「みんなが声を出して仲間と一緒に自分たちがつくるまち」をスローガンに行っている各部会活動を継続するとともに、活動内容をまとめ、紀北自立支援協議会本会へ提案し、地域の課題や解決策を検討していく。平成26年度は「紀北地域障害者福祉計画」及び尾鷲市、紀北町の「障害福祉計画」の策定年であり地域課題を計画に反映できるよう計画策定委員会に提案していく。また計画作成の最終年であるため作成がスムーズに進められるように相談支援部会を中心に関係機関と具体的な方法を検討、実施していく。

## 1. 紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

### (1) 総合相談支援

地域で生活する障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

- ① 制度体系や各種サービスの内容について資料などを活用しながら分かりやすく情報提供や助言を行う。必要に応じて申請や利用手続きの援助を行う。
- ② 来所や電話での相談支援の他、自宅や日中活動の場、医療機関等へ積極的に訪問して相談支援を実施する。
- ③ 相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。
- ④ 生活が維持できるだけでなく、生活の質を高めてもらうよう、清潔の保持・健康管理・余暇活動等に関して情報提供や助言を行う。また、スケジュール帳や金銭管理表等の活用、地域の一員としての社会参加の機会が持てるように助言する。

### (2) 権利擁護のための必要な援助

人権意識を高く持ち、障がい者の人格や個性を尊重し、権利を擁護する活動を行う。

- ① 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について支援する。
- ② 虐待防止の窓口の一端を担うとともに、予防的な支援活動を行う。
- ③ 定着支援センターや保護観察所と協力し、触法障がい者の支援の一端を担うとともに、予防的な相談支援活動を行う。

### (3) 個別支援会議や地域ケア会議の開催

多くの問題をかかえている方や深刻な問題に直面している者の個別支援会議を開催し、関係機関と連携協力して問題を整理していく。支援会議の積み重ねから地域に多い事例を集めて地域課題として検討する地域ケア会議などにつなげていくように努める。

### (4) 紀北地域協議会の運営

障がいのある人も権利の主体として暮らしやすい地域づくりを目指し、障がい者を取り巻く地域の課題について、当事者や家族の参加を促しながら、官民共同で解決策を考えていくしくみをつくる。

部 会 名		回数	活 動 内 容
運営部会		年20回以上	部会や本会の準備、連絡調整、本会に提案する方法・資料作成について学習する。
(当事者・家族参加型) くらし部会 相談部会		くらし部会 奇数月  相談部会 偶数月	テーマに沿って、話し合いや学習をし、出された意見を課題として整理、検証して、解決策を検討していく。自分たちでできること、行政への相談事項などを分けて考える。
専 門 部 会	相談支援部会	年3回	事業所間の意見交換やケース会議、プランの質の向上に取り組む。
	就労部会	年8回	紀北地域における就労移行支援事業所のあり方について検討する。特別支援学校卒業生等の就労継続支援B型利用判定会議
	こころ部会	年4回	ケース会議を中心に検討し、地域移行、地域定着についても地域で出来る取り組みを具体化していく。





障害者虐待防止法、差別禁止法等の施行に伴い虐待防止、権利擁護が重要な課題となっている。紀北地域での取り組みについて平成26年度は立ち上げ準備の年として取り組んでいく。平成23年度から取り組んでいる防災については避難訓練を年2回（5月、11月）開催する。圏域研修を年2回開催する。



#### (5)ピアカウンセリング、セルフヘルプ等の育成支援

ピアサポートとは「体験を共有し、ともに考える」ことで、ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための体制づくりや助言を行う。紀伊長島地区で精神障がい者サロンの世話人活動、入院している方への面会や外出支援活動のサポートを行う。三重県精神障害者地域移行、地域定着支援事業を受託しているオレンジと協力しながら、育成支援を強化する。

#### 2. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

平成27年からは障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち計画作成することが決定しており平成26年度内に全ての方に対して計画作成が必要である。専任の相談員による計画作成及び、市町委託の相談支援センター相談員が委託業務に支障がないように実施していく。約180ケースの計画が残されており、達成するため業務の効率化もあわせて行っていく。

計画作成にあたっては、本人および家族等の状況や希望・困り事を聞き、一緒にこれからの目標や課題について整理する。その上で本人の強み（ストレングス）や本人の意欲・主体性の向上（エンパワメント）の視点を大切にした計画相談を行う。



### 3. 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

障害者が住みなれた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した地域生活を送ることができるよう病院や施設から地域へ移行するまでの6か月間（移行支援）と移行後の1年間（定着支援）に個別の移行計画に沿った手厚い支援を実施する。

### 4. 障がい児等療育相談支援事業

地域で暮らす障がい児や家族の相談支援を行うことで地域生活を支援し地域での療育機能の充実を目指す。

#### (1)療育相談

訪問、来所、電話等により各種の相談を行う。福祉サービス等の利用に関する助言や調整、生活相談を行う。相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。

#### (2)療育指導

すまいる教室を開催し、障がい児や発達の子どもの小グループによる療育指導を行う。親子参加を基本とし子どもだけでなく保護者の孤立を防ぎ、相談や、他の保護者との交流の機会とする。平成26年度は人数の増加に対応しグループを増やし内容の充実を図る。また、療育プログラムの研究と療育教材の充実に力を入れていく。

年4回の「風の広場」を継続し、社会資源が少ない地域の就学前の児童に専門療育の機会を提供していく。

#### (3)個別指導援助のための検討会

年2回、保健師、保育所や幼稚園、言語療法士等が参加するカンファレンスを個別に開催する。

#### (4)発達障害児の早期発見システムへの参加協力

#### (5)関係機関との連携・療育連絡会議の開催

地域の病院、母子保健関係機関、療育関係機関、教育機関、サービス事業所保護者会等と支援ネットワークを構築しとぎれない支援を行う。療育連絡会議を開催し関係機関との連携強化や地域における療育のあり方を検討する。

#### (6)乳幼児検討委員会への参加



## 5. 就業生活支援事業 【新規】

平成26年度は一般就労支援に向けて雇用先の開発や実習、職場体験を強化し職場実習5件、一般就労3名を目標とする。またジョブサポーター養成を行い就労の定着支援を行う。A型・B型就労継続支援事業所との連携を強化し福祉的就労から一般就労、B型事業所利用からA型事業所利用へとステップアップできる仕組みを検討する。

## 6. ジョブサポーター事務局運営事業

障がい者就労を支援する機関、雇用している事業主、特別支援学校からの要請に応じ、働く職場にジョブサポーター（支援者）を派遣し、職場で起こっている問題を検討し、職場定着を支援していく。平成26年度は活動できるジョブサポーターの養成に力を入れていく。

## 7. 日中一時支援事業

夏休み等の長期休暇において、家庭外での居場所が必要な障がい児に対して日中一時支援サービスを提供する。



## 8. 社会参加促進事業

教室に参加することで地域での居場所作りや社会参加の経験を積み普段と異なる方との交流を深める。

### (1) 音楽教室

毎月開催。音楽療法士の指導のもと行う。

### (2) フラワーアレンジメント教室

毎月開催。講師の指導のもとフラワーアレンジを楽しむ。

## 9. その他

### (1) 各種研修会への参加

### (2) 各種会議への出席

- ① 総合相談支援センター代表者会議（年4回）
- ② 三重県相談支援部会（年4回）
- ③ 三重県療育部会（年4回）
- ④ 三重県就労部会（年4回）
- ⑤ 障害者就業・生活支援センター連絡会議（年1回）
- ⑥ 医療観察制度福祉サービス事業所連絡会議（年2回）
- ⑦ 三重県精神障がい者福祉事業所連絡会議（年8回）
- ⑧ 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク会議（年1回）

- ⑨ 尾鷲地域依存症ネットワーク会議（年1回）
- ⑩ 知的障がい者入所調整会議（年4回）
- (3)定例ミーティングの実施
- (4)自主活動である視覚障がい者リハビリ教室のサポート（月2回）

### Ⅲ 介護サービス部門

#### 1 居宅介護支援事業所

##### 1. 重点目標

利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者、家族の意向をもとに必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提案し、利用者が望む生活に近づけるよう最善のケアプランを提案していく。地域に愛され利用者から選択される事業所を目指し、新規利用者の確保に努める。また、専門職として資質向上を念頭に置いた各種研修の参加を積極的に行い、職員の技量を高めていく。

##### 2. 事業方針

(1)管理者を中心とした組織づくりで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。

- ① 利用の申し込みに係る調整
- ② 業務の実施状況の把握
- ③ 効率的・有効的な指揮命令及び業務管理の一元化

(2)利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 利用者、サービス事業所との連絡調整
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 実施状況の把握



(3)医療機関との連絡・連携を行う。

入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う。

(4)介護保険要介護認定調査の適正な実施（受託事業）

(5)ケアマネジメントの質の向上を図る。

- ① 日常業務の個々の機会を通して職員相互間で切磋琢磨していく。
- ② 居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修などの外部研修に積極的に参加し、個々の職員の技量を高める。
- ③ 認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実を図り、サービスを強化する。

## 2 訪問介護事業所

### 1. 訪問介護・障害福祉サービス事業

#### (1) 重点目標

地域に愛され利用者から選択していただけるサービスを提供するため、全職員のレベルアップを重点目標とし、必要な研修を計画的に行っていく。

また業務全般の効率化に重点を置き、常勤職員の業務内容の改善を図る。

#### (2) 事業方針

- ① 管理者を中心とした組織作りで業務の効率化  
ア. 従業者および業務の管理を一元的に行う。  
イ. 従業者に必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者の業務を明確化し、効率的・効果的な組織運営を行う。  
ア. サービスの申し込みに係る調整を行う。  
イ. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。  
ウ. サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。  
エ. 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。  
オ. 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。  
カ. 訪問介護員の能力や意見を踏まえ、有効かつ効果的な業務管理を行う。  
キ. 訪問介護員に対する計画的研修、技術指導を行う。



- ③ 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。  
ア. 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を定期的を開催する。
- ④ 研修等を通じて臨機応変力等を身に付ける。
- ⑤ 苦情処理や業務事故に対しては、管理者を中心に、誠実な対応
- ⑥ 事務処理をはじめとする業務全般の改善と利用者ニーズの発掘

## 2. 保険外サービス事業

病院等、入退院に伴う送迎等のサービス提供に当たり介護保険でのサービス提供が前提であるという、本事業の本来の姿を再確認し、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

## 3. 一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

(1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施

(2) 必要な人材確保（普通自動車第二種運転免許）と効果的な運営

### 3 訪問入浴事業所

#### 1. 重点目標

利用者が住み慣れた家での生活を維持できるようなサービス提供を迫及するとともに、笑顔での対応に心がける。また、サービスの質の維持向上のためのカンファレンスを始めとした研修等を行い、職員のレベルアップを図る。

市内で唯一当事業を実施しているという強みを生かし、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関との綿密な連携を図ることで、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供をめざしていく。



#### 2. 事業方針

##### (1) 情報を共有し、管理者を中心とした効率的な事業運営

- ① 従業者および業務の管理を一元的に行う。
- ② 業務の実施状況を的確に把握し、スムーズに運営する。
- ③ 広報等を活用し、利用者増に繋げる。

##### (2) 各関係機関等との連携を密にし、常に利用者の心身の状況把握

- ① 介護事業所のサービス提供責任者やサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況や環境に沿ったサービスを提供する。
- ② 居宅介護支援事業者や保健医療サービス及び福祉サービス提供者などと連携を図る。

##### (3) 職員のレベルアップを図り、質の高いサービスの提供

- ① 「利用者・家族への思いやり」をモットーに質の高いサービスの提供とともに笑顔、親切丁寧等により、信頼サービスを追求する。
- ② 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身に付けるため、カンファレンスや研修を実施する。
- ③ チームワークを重視し、資質向上の支援をし、安心して仕事のできる職場づくりに努める。

##### (4) 苦情処理や業務事故に対する管理体制の強化・整備



## 4 尾鷲社協デイサービス “いきいき”

### 1. 重点目標

短時間デイサービス事業所としての特徴を生かした要介護者、要支援者に対するデイサービスの充実と予防的な支援を行う一次予防・二次予防の充実を図る。

### 2. 事業方針

(1) 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。

- ① 従業者の管理を一元的に行う。
- ② 利用の申し込みに係る調整を図る。
- ③ 業務状況を常時把握した上での運営を行う。
- ④ 従業者に必要な指揮命令のもと、業務管理を一元的に行う。

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ① ケアプラン作成に関わる関係者が協議するサービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者等と連携を図る。

(3) 職員のレベルアップと各専門職の知識と技術を集約し、各種加算の取得を目指すとともに新規利用者や一般高齢者などと交流を図り、利用者増に繋げる。

- ① 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施する。
- ② 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的で開催する。
- ③ 機能訓練指導員、生活相談員、介護職員が協同してサービスの提供を行う。
- ④ 利用者ニーズを最優先に考えると同時に、残存機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを心がける。
- ⑤ マッサージ師等を配置し、新たなサービスを提供し利用者増を図る。
- ⑥ 利用者間の交流や介護保険利用者増につながる交流会等を開催する。



【 新規 】



## 5 輪内デイサービスセンター

### 1. 重点目標

介護保険サービスのデイサービスと障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自立支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。

また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一次予防・二次予防事業（市受託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。



#### 【概要】

利用定員 : 1日30人

サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス、  
レクリエーション活動、食事サービス、機能訓練

年間行事等 : (春)花見、(夏)夏祭り、(冬)クリスマス会、その他  
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入れ

### 2. 事業方針

#### (1)質の高いデイサービスを提供

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。

また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価検証し、サービス内容の見直しを行っていく。

#### (2)利用者に応じたプログラムを実践

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

#### (3)利用者および家族、関係機関と連携

利用者の心身の状態については家族をはじめ、主治医や介護支援専門員な

ど関係者と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握し、サービスの向上につなげる。

#### (4)職員の資質向上

- ① 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者寄り添う介護を実践する。
- ② 事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- ③ 1年に1回以上全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- ④ デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意見を出し合い、全員が共有できる体制づくりに努める。
- ⑤ 職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場を目指す。
- ⑥ 職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく、
- ⑦ 個人情報保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

#### (5)迅速かつ適切な緊急・災害時対応

- ① 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ② 事故が発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- ③ 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては、救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- ④ 当所および近隣で火災が発生した場合は、防火管理者の指示に従い、利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- ⑤ 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、二次災害の防止に努める。
- ⑥ 消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

#### (6)適切な苦情対応

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上で、大切な提言であると捉え誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、適宜、検討のうえ改善策を講じる。

#### (7)衛生管理

- ① 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ② 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年1回以上の健康診断を受診する。

## 尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

### 1. 共通方針

- (1) 施設の効果的な管理運営
- (2) 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応
- (3) 地域福祉、保健向上、市民活動のための有効な活用

市内の福祉および保健事業の拠点として、市民に有効利用されるように利用者の視点に立った相談に乗り、適正な貸館管理を行う。

- (4) 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

### 2. 輪内高齢者サービスセンター

#### (1) 社会福祉協議会の分室

- ① 地区福祉委員会活動の推進
- ② ボランティア活動の推進
- ③ 福祉に関する各種相談事業の実施
- ④ 各種募金事業

#### (2) 輪内地区配食サービス事業の実施

- ① 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業「あったか弁当」の実施（週3回）

